

薬剤師の名簿

管理者及びその他薬剤師の氏名、住所、週当たり勤務時間数等

種別	氏名		住所		調剤に従事する勤務時間		要指導又は一般用医薬品の販売に従事する勤務時間			
	薬剤師名簿の登録番号		登録年月日		時間	分	時間	分	時間	分
	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分		
薬剤師	管	愛知 太郎	名古屋市中区三の丸〇〇		40	0	40	0	40	0
		薬剤師名簿の登録番号：第 1111111 号		登録年月日：平成2年 1月 1日						
	1	春日井 花子	春日井市柏井町〇〇		16	30	16	30	16	30
		薬剤師名簿の登録番号：第 2222222 号		登録年月日：昭和50年 4月 1日						
	2	千種 正男	名古屋市千種区上野町〇〇		32	0	40	0	32	0
		薬剤師名簿の登録番号：第 400000 号		登録年月日：昭和40年 5月 1日						
	3									
		薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日					
	4									
		薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日					
	5									
		薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日					
	6									
		薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日					
7										
	薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日						
8										
	薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日						
9										
	薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日						
10										
	薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日						
11										
	薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日						
12										
	薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日						
13										
	薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日						
14										
	薬剤師名簿の登録番号：第		号	登録年月日： 年 月 日						
合計					⑪		⑫			
					88 時間	30 分	96 時間	30 分	88 時間	30 分

（ 薬局のみ記載 ）						
薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令						
総取扱処方箋枚数(A)	8000	枚	(眼科・耳鼻咽喉科・歯科)×2/3+その他の診療科 新規の場合は、一日平均取扱処方箋数の見込	前年において業務を行った日数(B) (新規の場合は、「1」を入力)	200	日
一日平均取扱処方箋数(A/B)	40.00	枚		この薬局で定める就業規則に基づく薬剤師の勤務時間 (32時間未満の場合は、32時間とする)	40	時間/週
一日平均取扱処方箋数40枚毎の必要薬剤師数	⑭	1	名	調剤に従事する薬剤師の員数	⑮	2.2 名

登録販売者の名簿

管理者及びその他登録販売者の氏名、住所、週当たり勤務時間数等

種別	氏名		住所		研修	一般用医薬品の販売に従事する勤務時間			
	販売従事登録の登録番号		登録年月日			開店時間内の内数			
	時間	分	時間	分					
登録販売者	管								
		販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日					
	1	半田 次郎	半田市出口町1丁目〇〇		研修中	40	0	40	0
		販売従事登録の登録番号 : 23 - 17 - 10054		登録年月日 : 平成29年11月1日					
	2	豊川 三郎	豊川市諏訪三丁目〇〇			40	0	40	0
		販売従事登録の登録番号 : 23 - 14 - 10056		登録年月日 : 平成26年12月1日					
	3	名古屋 一郎	名古屋市中区三の丸〇〇			40	0	32	0
		販売従事登録の登録番号 : 11 - 99 - 11111		登録年月日 : 令和元年5月10日					
	4								
		販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日					
	5								
		販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日					
	6								
		販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日					
7									
	販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日						
8									
	販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日						
9									
	販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日						
10									
	販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日						
11									
	販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日						
12									
	販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日						
13									
	販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日						
14									
	販売従事登録の登録番号 : - -		登録年月日 : 年 月 日						
合計					⑬	80 時間	0 分	72 時間	0 分

体制省令チェック

週当たりの時間の総和	
① 営業時間	70時間00分
② 開店時間	52時間00分
③ 特定販売時間	60時間00分
④ 医薬品販売時間	42時間00分
⑤ 要指導販売時間	37時間00分
⑥ 第一類販売時間	39時間00分
⑦ 要指導又は第一類医薬品販売時間	39時間00分

情報提供設備の数	
⑧ 要指導医薬品	1 か所
⑨ 第一類医薬品(⑧以外の場所)	0 か所
⑩ 第二類、第三類医薬品のみ(⑧、⑨以外の場所の数)	0 か所

有資格者の勤務状況(一週間の総和)	
⑪ 調剤に従事する薬剤師の勤務時間数	88時間30分
⑫ 要指導又は一般用医薬品の販売に従事する薬剤師の勤務時間数	96時間30分
⑬ 一般用医薬品の販売に従事する登録販売者の勤務時間数(研修中を除く)	80時間00分

体制省令適合確認(時間については一週間の総和。販売には授与を含む。「」は用語説明を参照のこと。)

薬局	第1条第1項第1号	薬局の「開店時間」内は調剤に従事する薬剤師が常時勤務している		適
薬局	第1条第1項第2号	調剤に従事する薬剤師の員数 \geq 一日平均取扱処方箋数 / 40 (ただし、眼科・耳鼻咽喉科・歯科の処方箋数は三分の二を乗じた数。新規の薬局は見込みの数。) 2.2名 \geq 1	⑮ \geq ⑭	適
薬局(店舗)	第1条第1項第3号(第2条第1項第1号)	要指導又は第一類医薬品を販売する薬局(店舗)の「営業時間」の内、要指導又は第一類医薬品を販売する時間は、常時、医薬品の販売に従事する薬剤師が勤務している		適
薬局(店舗)	第1条第1項第4号(第2条第1項第2号)	第二類又は第三類医薬品を販売する薬局(店舗)の「営業時間」の内、第二類又は第三類医薬品を販売する時間は、常時、医薬品の販売に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務している		適
薬局(店舗)	第1条第1項第5号(第2条第1項第3号)	「営業時間」又は営業時間外で相談を受ける時間内は、情報の提供・指導を行うための体制を備えているか		適
薬局	第1条第1項第6号	調剤に従事する薬剤師の勤務時間数の総和 \geq 「開店時間」 88時間30分 \geq 52時間00分	⑪ \geq ②	適
薬局(店舗)	第1条第1項第10号(第2条第1項第4号)	要指導又は一般用医薬品の販売に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務時間数の総和を医薬品の情報提供・指導を行う場所で除いた数 \geq 「医薬品販売時間」 176時間30分 / 1か所 \geq 42時間00分	(⑫+⑬) / (⑧+⑨+⑩) \geq ④	適
薬局(店舗)	第1条第1項第11号(第2条第1項第5号)	「医薬品販売時間」が「開店時間」の二分の一以上 42時間00分 \geq 52時間00分 \div 2	④ \geq ② / 2	適
薬局(店舗)	第1条第1項第12号(第2条第1項第6号)	要指導又は第一類医薬品の販売に従事する薬剤師の勤務時間数の総和を要指導又は第一類医薬品の情報提供・指導を行う場所で除いた数 \geq 要指導又は第一類医薬品を販売する「開店時間」 96時間30分 / 1か所 \geq 39時間00分	⑫ / (⑧+⑨) \geq ⑦	適
薬局(店舗)	第1条第1項第13号(第2条第1項第7号)	「要指導販売時間」が「医薬品販売時間」の二分の一以上 37時間00分 \geq 42時間00分 \div 2	⑤ \geq ④ / 2	適
薬局(店舗)	第1条第1項第14号(第2条第1項第8号)	「第一類医薬品販売時間」が「医薬品販売時間」の二分の一以上 39時間00分 \geq 42時間00分 \div 2	⑥ \geq ④ / 2	適
薬局(店舗)	第1条第1項第15~17号(第2条第1項第9号)	以下の業務に係る指針の策定、従事者に対する研修の実施、その他必要な措置が講じられている 調剤業務の医療安全の確保【店舗販売業は非該当】 調剤された医薬品の情報提供・指導その他の調剤業務【店舗販売業は非該当】 薬局医薬品、要指導又は一般用医薬品の情報提供・指導、販売のための業務【取り扱い品目についてのみ】		適 適 適